

平成 29 年度 第 1 回門真市国民保護協議会 議事録

- 日 時 平成 29 年 11 月 30 日 (木) 午後 1 時より
- 場 所 門真市役所別館 3 階 第三会議室
- 出席者 宮本会長、松野委員、玉田委員、北村委員、中迫委員、熊本委員、西口委員
石川委員、南崎委員、木田委員、樋口委員、西森委員、滝川委員
(代理出席) 東出委員、宮原委員、田邊委員、河内委員、向委員、石丸委員
谷澤委員
(欠席) 鳥牧委員、久木元委員、下谷委員、服部委員
- 事務局 大兼総務部長、山口総務部次長、石丸危機管理課長、森井危機管理課長補佐
谷本危機管理課係員
- 傍聴者 なし

○開会

事務局： それでは、定刻でお揃いになられておりますので、ただいまより平成 29 年度第 1 回門真市国民保護協議会を開催させていただきます。本日、司会を務めさせていただきます総務部危機管課長の石丸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、はじめに資料の確認の方からさせていただきます。机の上に置かせていただいておりますが、まず会議の次第がございまして、その次に、資料 1 と右上に書かれました「門真市国民保護協議会委員名簿」が 1 枚。右上に資料 2 と書かれました「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）」が 6 枚ものがございます。次に、右上に資料 3 と書かれました「門真市国民保護協議会条例」が 1 枚。次に、資料 4 と書かれました「門真市国民保護協議会運営要綱」が 1 枚。次に、資料 5 でございまして「門真市国民保護計画の修正について（諮問）」というものが 1 枚でございます。次に、資料 6 と書かれました「門真市国民保護計画の修正概要について」、これも 1 枚ものがございます。次に、資料 7 と書かれました「門真市国民保護計画（修正素案）の新旧対照表」が 1 部。次に、資料 8 でございます「門真市国民保護計画（修正素案）」が 1 冊。最後に、資料 9 と書かれました「計画修正のスケジュール」が 1 枚でございます。以上、抜け落ちているものがございましたら、お知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、事前に会議資料を各委員へ配付しておりましたが、修正箇所がございましたので本日一式差替えをさせていただいております。謹んでお詫び申し上げます。

この度の国民保護協議会の開催は、門真市国民保護計画の修正を目的として開催するものです。

また、国民保護計画とは、武力攻撃事態や大規模テロ等から市民等の生命・身体及び財産を保護し、市民生活や経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などを迅速かつ的確に実施するためにあらかじめ策定する計画であります。

国民保護協議会とは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、略して「国民保護法」の第39条において、市町村の国民保護の措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に国民保護協議会を置くことが規定され、第40条第8項の規定に基づき、協議会の組織及び運営に関して、「門真市国民保護協議会条例」により規定されております。

協議会の会長につきましては、国民保護法第40条第2項の規定により協議会会長は市長が務めることと規定されております。

それでは、開会にあたりまして本協議会の会長であります門真市長宮本一孝よりご挨拶申し上げます。会長どうぞよろしく願いいたします。

○挨拶

会 長： 皆様、お疲れ様でございます。門真市長の宮本でございます。

本日は、平成29年度第1回門真市国民保護協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私何かとご多用のところご参加賜りまして、心から御礼申し上げます。

平素は市政各般、とりわけ国民保護・危機管理行政の推進に対しまして、それぞれのお立場からご協力いただいておりますこと併せて感謝を申し上げる次第でございます。

もう間もなく、今年もひと月というところでございますけれども、お忙しい中ではありますが、本市においては危機的な事象は出ていないわけではありますが、とりわけ国内においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、またラグビーワールドカップ2019、これから2025年には大阪に万博誘致を、というようなことで様々な形でのイベントが計画されるところであります。そのような中におきましても、テロのターゲットとして市民、またそれぞれの場所が危険にさらされるということも今後十分考えられます。そんな面では、非常に緊張感を持って、この計画にあたってまいりたいと思っております。

先日、門真市におきましても、東和薬品ラクタブドームで大阪府門真警察署が中心となりまして、テロ体制の訓練がなされました。私ども門真市、各関係機関も併せまして参加をさせていただきまして、その訓練を体験させていただいたんですけれども、

やっぱりまず第一義的には市民の安心・安全ということを守っていかないといけないですし、それを本当に守り切っていくためにも各関係の皆さん方にご尽力をいただくと同時に、相互の連携を図っていかねばならないというように思っているところです。どれだけ備えても備えきれものではないと思っておりますが、一つずつしっかりと手順をふんでまいりたいと考えております。

28年4月に大阪府の国民保護計画の修正がなされました。国民保護法第35条第3項の規定に基づき、上位計画との整合性を図るとともに、市民の皆さんへの影響を最小限、安全かつ安心に住み続けていただくために、国民保護対応を基軸とする門真市国民保護計画を修正するところであります。

本協議会のご審議、忌憚のないご意見をしっかりいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくご意見申し上げます。

○委員の紹介

事務局： ありがとうございます。

次に、委員紹介の方に移らせていただきます。資料1の方をご覧くださいませでしょうか。「門真市国民保護協会委員名簿」を基に、出席いただいております委員の皆様を事務局より順にご紹介させていただきますので、よろしくご意見いたします。

事務局： それでは、資料1「門真市国民保護協議会委員名簿」の順に、本日ご出席の皆様方を私よりご紹介させていただきます。

門真市国民保護協議会会長の宮本市長でございます。

会 長： よろしくご意見いたします。

事務局： 農林水産省近畿農政局大阪府拠点総括農政推進官の松野委員でございます。

委 員： よろしくご意見いたします。

事務局： 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長の東出委員の代理で木瀬様でございます。

委 員： よろしくご意見いたします。

事務局： 陸上自衛隊第36普通科連隊第5中隊長の宮原委員の代理で宮本様でございます。

委 員： よろしくご意見いたします。

事務局： 大阪府枚方土木事務所参事兼地域支援・企画課長の玉田委員でございます。

委 員： 玉田でございます。よろしくご意見いたします。

事務局： 大阪府守口保健所長の田邊委員の代理で中村様でございます。

委 員： よろしくご意見いたします。

事務局： 大阪府門真警察署長の河内委員の代理で脇田様でございます。

委 員： よろしくご意見いたします。

事務局： 門真市副市長の北村委員でございます。

委員： 北村でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 門真市副市長の中迫委員でございます。

委員： 中迫です。よろしくお願いいたします。

事務局： 守口市門真市消防組合消防長の熊本委員でございます。

委員： 熊本でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 門真市上下水道局上下水道事業管理者職務代理者の西口委員でございます。

委員： 西口でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 日本郵便株式会社門真郵便局長の石川委員でございます。

委員： 石川です。よろしくお願いいたします。

事務局： 西日本電信電話株式会社大阪支店設備部長の向委員の代理で北口様でございます。

委員： 北口です。よろしくお願いいたします。

事務局： 淀川左岸水防事務組合事務局長の南崎委員でございます。

委員： 南崎です。よろしくお願いいたします。

事務局： 京阪電気鉄道株式会社枚方エリア統括駅長の石丸委員の代理で丸岡様でございます。

委員： 丸岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 大阪ガス株式会社北東部導管部総務チームマネジャーの木田委員でございます。

委員： 木田です。よろしくお願いいたします。

事務局： 門真市消防団消防団長の樋口委員でございます。

委員： 樋口です。よろしくお願いいたします。

事務局： 門真市医師会会長の谷澤委員の代理で吉田様でございます。

委員： よろしく申し上げます。

事務局： 門真市薬剤師会会長の西森委員でございます。

委員： 西森です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 門真市歯科医師会会長の滝川委員でございます。

委員： 滝川でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： なお、欠席につきましては、鳥牧委員、久木元委員、下谷委員、服部委員より欠席のご連絡を受けております。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

総務部長の大兼でございます。

事務局： どうかよろしくお願いいたします。

事務局： 総務部危機管理課課長の石丸でございます。

事務局： 石丸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 総務部危機管理課課長補佐の森井でございます。

事務局： よろしく申し上げます。

事務局： 最後に私、総務部危機管理課の谷本でございます。紹介につきましては、以上でございます。

事務局： 続きまして、本協議会につきましては、門真市国民保護協議会条例第4条第2項の規定に基づき、会議の成立には過半数の出席が必要となっております。本日の協議会の出席につきましては、委員総数23名のうち、出席者19名の出席をいただいております。本協議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に移らせていただきます。門真市国民保護協議会条例第4条第1項の規定により、本協議会の会長が議長になると定められております。以後の進行につきましては、会長どうぞよろしくお願いたします。

○会議の公開について（報告）

会 長： それでは、私の方より議事を進めさせていただきます。

次第にしたがいまして、「会議の公開について」の報告であります。事務局より説明を求めます。

事務局： はい、会議の公開について、ご報告申し上げます。

まず、資料4をご覧ください。「門真市国民保護協議会運営要綱」でございます。

こちら「門真市国民保護協議会運営要綱」は、門真市国民保護協議会条例第7条の規定に基づき、本協議会の議事その他の運営に関し定めたものであります。本協議会運営要綱第4条におきまして、協議会の会議は公開するものとされております。ただし、必要があるときは、会長が協議会に諮って公開しないことができると規定されております。

これにより、本協議会は公開することといたしますので、委員の皆様にはご了解をお願いいたします。以上で説明を終わります。

会 長： 以上で説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見並びにご質問はありますでしょうか。

○議事録の署名について

会 長： 特にならぬでございますので、次に、議題2「議事録の署名について」、事務局より説明を求めます。

事務局： はい、議事録の署名について、ご説明申し上げます。

もう一度資料4をご覧ください。門真市国民保護協議会運営要綱第5条において、議事録を記録し保存することと規定しております。この議事録保存のため、議事録の

署名を行っていただく委員2名について、会長より指名をよろしくお願ひいたします。
以上で、説明を終わります。

会 長： それでは私より、議事録を署名する委員には、大阪府枚方土木事務所の玉田委員と
守口市門真市消防組合の熊本委員の2名を指名しますので、よろしくお願ひします。

○門真市国民保護計画の修正に係る諮問について（報告）

会 長： 次に、議題3「門真市国民保護計画の修正に係る諮問について」の報告であります。
事務局より説明を求めます。

事務局： はい、門真市国民保護計画の修正に係る諮問について、ご報告申し上げます。

資料2をご覧ください。武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律の抜粋でございます。こちらの3ページ目上段をご覧ください。国民保護法第39条第3項におきまして、市町村長は第35条第1項又は第8項の規定により、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ市町村協議会に諮問しなければならないと規定されております。

次に、資料5をご覧ください。こちらは、平成29年11月30日付け門総危第426号をもって市長より本協議会に諮問がなされましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。

会 長： ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本協議会に対して意見が求められておりますので、委員の皆様よろしくお願ひいたします。

○門真市国民保護計画（修正素案）について

会 長： それでは次に、議題4「門真市国民保護計画（修正素案）について」であります。
事務局より説明を求めます。

事務局： はい、門真市国民保護計画の修正素案について、ご説明申し上げます。

資料6をご覧ください。「門真市国民保護計画の修正概要について」であります。今回の計画修正の趣旨といたしましては、平成19年3月に本市国民保護計画を策定以後、国の国民保護に関する基本指針が変更され、それに合わせて28年4月にも大阪府国民保護計画が変更されております。29年2月には大阪府危機管理室より、市町村国民保護計画の変更について、国の基本指針や府の計画等の整合性を持つ必要があるため、計画変更を行うよう依頼があり、本市国民保護計画の修正を行うものであります。

主な修正内容といたしましては、まず第1に、国・府の上位計画との整合に関して、国民保護措置を現地での活動を円滑に行うため、現地調整所を設置し、関係機関の連絡調整を図ることを追加しました。

次に、避難の指示を市民、大規模集客施設などに対しても、同様に避難の措置をとることを追加しました。

次に、国民保護法第94条に規定された安否情報事務について、消防庁が運用する安否情報システムを利用することを追加しました。

次に、核攻撃に対する避難退避時の検査と簡易除染を講じる必要があることを追加しております。

第2に、法律の改正等に伴う修正に関して、感染症法の改正に伴う感染症名と類型の変更、学校教育法の改正に伴う特別支援学校の名称の変更、原子力規制委員会設置に伴う所管省庁の名称変更を行いました。

第3に、新たな情報伝達手段の導入に伴う修正に関して、消防庁のJアラート全国瞬時警報システム、内閣府のE m-N e tの導入、当初計画策定時に本市に設置されていなかった同報系防災行政無線を追加しました。

第4に、組織名称、その他語句の修正に関して、大阪防衛施設局から近畿中央防衛局への名称変更、大阪府消防協会の財団法人から公益財団法人への変更のほか、大阪広域水道企業団の設立により追記しております。

次に、大阪府及び本市の機構改革に伴う組織名称の変更を行い、障害者のひらがな表記や災害時要援護者の表記を災害対策基本法に合わせて修正を行いました。

第5に、統計情報等、資料の時点修正に関して、地理的特徴として、気候や人口などの統計情報の時点修正を行いました。

これらの修正内容につきましては、資料7「門真市国民保護計画（修正素案）の新旧対照表」をご覧ください。こちらの新旧対照表につきましては、横向き56ページございます。一例を挙げてご説明させていただきたいと思っております。新旧対照表の20ページをご覧ください。この20ページには、修正概要の最初にご説明いたしました現地調整所の設置が、左側に変更後、右側に変更前、という形で記載しております。右側の変更前が空白で下線のみとなっているものにつきましては、今回の修正で新たに記載になった、ということになります。

修正を行いました計画素案につきましては、申し訳ないですが資料8をご覧ください。資料8の「門真市国民保護計画（修正素案）」です。こちらの計画本編は94ページにわたり、これまで文中にありました各種様式を、後半部分に様式集として本編の後ろに15ページ付けてございます。こちらも同様に一例を挙げてご説明させていただきます。先ほどと同様、現地調整所の設置で申し上げますと、34ページをご覧ください。中央下の方、3でございます。「3 現地調整所の設置」の項目を新たに

設け、追記しております。その他の修正、追記箇所につきましても、下線を引いておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

会 長： 説明が終わりました。この件につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ご意見が無いようですので、門真市国民保護計画（修正素案）については、これで終わります。

○計画修正のスケジュールについて

会 長： 次に、議題5「計画修正のスケジュールについて」、事務局より説明を求めます。

事務局： はい、計画修正のスケジュールについて、ご説明申し上げます。

資料9「計画修正のスケジュールについて」をご覧ください。本日の会議開催に至るまでに、修正たたき台を本事務局で作成し、本年8月に大阪府との事前協議を行いました。事前協議での指摘箇所を修正したたたき台をもとに、9月には庁内各課へ意見照会を実施したうえで、本日、修正素案を提示いたしております。

本日の第1回目の協議会后、委員の皆様に対しまして、本日提示いたしました修正素案に対する意見照会を実施いたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。

委員より頂戴した意見をふまえた修正案をもとに、1月下旬頃に第2回目の協議会を開催し、答申として取りまとめていただきたいと考えております。

2月に、答申された計画案に対するパブリックコメントを実施いたします。

3月には、パブリックコメントで出されたご意見に対する回答文を作成し、各委員、市民の皆様にご公表いたします。パブリックコメントで計画修正が必要な意見が出た場合には、3月頃に第3回目の協議会を開催することも検討いたしております。

パブリックコメントの後、市長決裁を経て、大阪府との本協議に臨みます。この本協議を経た後に、市議会にて報告させていただくスケジュールであります。以上で説明を終わります。

会 長： 以上で議題の説明が終わりました。この件につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ご意見が無いようですので、計画修正の事務に関しましてはスケジュールに沿った形で進めさせていただきます。今後、各委員への意見照会と、市民へのパブリックコメントを実施し、意見の集約をさせていただきます。

○その他について

会 長： 最後に、議題6「その他について」、事務局より何かございますか。

事務局： はい、その他としては特にございません。

会 長： それでは以上をもちまして、議題をすべて終了いたします。これをもちまして、平成29年度第1回門真市国民保護協議会を終了させていただきます。委員の皆様におかれましては、スムーズな議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございます。また、お忙しい中、本協議会にご出席賜り、改めて御礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○閉会

以上、この議事録で正確であることを証します。

平成29年12月13日 国民保護協議会委員 (所属) 大阪府枚方土木事務所

(氏名) 玉田 浩一

平成29年12月11日 国民保護協議会委員 (所属) 守口市門真市消防組合

(氏名) 熊本 正雄